

あなたと家族守るために

労働組合をつくりましょう

会社と対等の立場で交渉できます

働いていれば賃金や労働条件など改善したいことがいっぱいあるはず。しかし、私たち労働者はひとりの力では経営者と対等に交渉することはなかなかできません。労働組合に加入してはじめて経営者と対等の立場で交渉することができ、働きやすい職場をつくることができます。



時には会社とも共同して 会社の経営を守り 発展させる運動も

働くものの権利を守り、経営に対しチェック機能を持つ、まともな労働組合は、会社を守るために必要です。大企業の横暴を規制し中小企業の経営を守るため、経営者と一致する要求や課題で関係機関に働きかけるとりくみをしています。

労働組合は2人でもつくれます

「つくりたいけどどうしたらいいの?」と思われる方、ご安心下さい。労働組合の専門家があなたの職場にあった労働組合づくりのお手伝いをします。

最低2人集まればりっぱに労働組合ですが、ひとりでも入れる労働組合もあります。どうぞお気軽に愛労連にご相談下さい。

愛労連 頼れる仲間がこんなにいます

愛労連には、医療や福祉・保育・教育等の仕事をしている人、生協で働いている人、自治体で働いている人、商業や通信・情報サービス、製造業、港湾、タクシー・トラックなど、あらゆる産業・職種の仲間がいます。

やっぱり

労働組合をつくってよかった

黙っていたら
権利は守れない



「疥癬^{かいせん}」という感染症をご存知でしょうか? カユくて大変な病気で、2ヶ月以上は仕事できません。

しかし、仕事で感染したのに登録ヘルパーというだけで、何の保障もありません。

こんなのおかしいと、仲間が集まり労働組合をつくりました。

なごや介護福祉労働組合
吉岡 鎮枝



社長が交代し、労働条件が悪くなるのではないかととても不安でした。労働条件を守るためには組合をつくるしかないと言われ、全国一般に相談し結成しました。相談し結成したことがなかった有給休暇も、自由に取れるようになりました。何よ病気以外で取ったことになりました。何よりも会社の経営状況を明らかにさせ、昇給やボーナスもきっちり要求できるようになりました。これも組合のおかげです。

全労連全国一般日の出衛生保繕支部
居神 邦彰

労働組合はあなたの願いを
一緒に実現します!

出勤したら社長に呼び出され、「明日から入社しないでいい」、給料日に全員集められ「来月から給料を20%カットします」、有給休暇を申請したら「忙しいのにとんでもない。認められない」——こんな働く人のトラブルや悩み事に応えるのは労働組合です。組合をつくって一緒に解決しませんか。

ひとりで悩んでいないで、いますぐ相談を 働くあなたを応援します。

愛知県労働組合総連合

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7 TEL052-871-5433 FAX052-871-5618
URL <http://www.airoren.gr.jp> E-mail post@airoren.gr.jp

入社時、必ず雇用契約書を交わそう

入社してから、労働時間や賃金がちがうなどのトラブルがよくあります。労働基準法では、契約の時に、賃金や労働時間、休日その他の労働条件の明示を文書で交付するよう求めています。最初が肝心です。就職時は必ず雇用契約書をお願いします。

パートでも臨時でもアルバイトでも有給休暇はあり、自由にとれます



6か月以上継続勤務し、8割以上出勤していれば、年次有給休暇が10日間認められます。年休は勤続年数ごとに増え、最高20日です。パートやアルバイトにもあり申し出ればいつでも、自由にとれます。

残業代の未払いは「労基法違反」会社の「犯罪行為」になります

何時間残業をやっても残業代がつかない、一定時間でうち切られる。これは労働基準法違反です。

また残業代は2割5分増、10時以降に及ぶ残業は5割増の割増率をつけなくてはなりません。



働くあなたのチェックポイント

解雇は一方的な都合でできないパート労働者の場合も同様です

解雇は会社の勝手な都合でできません。まして整理解雇の場合、①解雇しなければならない緊急な事由があるか②解雇しないための最大限の努力をしたか③雇用する従業員の選択が合理的か④従業員や組合との事前協議を尽くしたか、という4つの要件が1つでも欠けていると解雇は認められません。これはパートタイマーでも同様です。契約更新を繰り返していれば、契約期間が終了しても期間の定めのない人と同じ扱いで、契約終了ではなく解雇と同じ扱いです。

愛知の最低賃金は681円
あなたの職場守られていますか

各都道府県ごとに、これ以下の賃金で働かせると違反になる地域最低賃金があります。

2003年9月30日までの愛知の最低賃金は時間額681円です。



リストラに負けない5カ条



これも違反です!

- 仕事中のケガなのに労災の手続きをとってくれない
- 従業員が5人以上いるのに社会保険に入っていない
- 雇用保険に入っていない
- 年休を取るのに理由が必要だ
- 合意なしで賃金を一方的に切り下げられた
- 就業規則を見せてくれない

秘密厳守
相談無料

組合づくり・リストラ・解雇・倒産・有給休暇などの相談は

労働相談110番

☎052-881-1411

E-mail: 110@airoren.gr.jp 祝祭日を除く月～金曜日の9:30～16:30